

## 介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 介護サービスは要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであることから、日頃の感染防止対策を継続しつつ、介護サービスを継続的に提供するため、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和3年4月8日付け老発 0408 第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所・施設が感染拡大防止対策を継続して行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、「介護サービス事業所・施設」とは、国実施要綱3(3)アに掲げる事業所又は施設で岩手県内に所在するものをいう。

### (補助金の交付の対象及び交付額の算定)

第3 この補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに実施した国実施要綱3(3)イの事業とし、介護サービス事業所・施設の種別、基準額及び対象経費は別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付額は、介護サービス事業所・施設ごとに別表第1に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 次に掲げる介護サービス事業所・施設であって、厚生労働省において実施する「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の交付を受ける場合は、本補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- (2) 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- (3) 訪問看護事業所
- (4) 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- (5) 居宅療養管理指導事業所
- (6) 介護療養型医療施設

### (補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴

わない内容の軽微な変更とする。

(交付の条件)

第5 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (2) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分)

第7 補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、この補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の額の確定等)

第8 知事は、規則第13条第1項の規定による書類の提出を受けた場合には、報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の支払)

第9 知事は、第3及び第8の規定により交付すべき額の確定をしたのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の支払いを受けようとするときは、原則として、概算払請求書（様式5-2）を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第10 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第11 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第12 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式9）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第13 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月5日から施行し、令和3年10月1日以後の事業について適用する。

別表第1（第3第1項及び第2項関係）

介護サービス事業所・施設の種別		基準額	対象経費	
通所系	1	通所介護事業所（通常規模型）	10千円／事業所	衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用
	2	通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	15千円／事業所	
	3	通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	20千円／事業所	
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	10千円／事業所	
	5	認知症対応型通所介護事業所	10千円／事業所	
	6	通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	10千円／事業所	
	7	通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	15千円／事業所	
	8	通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	20千円／事業所	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所	10千円／事業所	
	10	短期入所療養介護事業所（定員20人以下）	5千円／事業所	
	11	短期入所療養介護事業所（定員21人以上）	10千円／事業所	
訪問系	12	訪問介護事業所（訪問回数1,200回以下）	10千円／事業所	
	13	訪問介護事業所（訪問回数1,201回以上2,000回以下）	15千円／事業所	
	14	訪問介護事業所（訪問回数2,001回以上）	20千円／事業所	
	15	訪問入浴介護事業所	10千円／事業所	
	16	訪問看護事業所	10千円／事業所	
	17	訪問リハビリテーション事業所	5千円／事業所	
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10千円／事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所	10千円／事業所	
	20	居宅介護支援事業所	10千円／事業所	
	21	居宅療養管理指導事業所	5千円／事業所	
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所	10千円／事業所	
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所	10千円／事業所	
	24	介護老人福祉施設（定員39人以下）	30千円／施設	
	25	介護老人福祉施設（定員40人以上49人以下）	40千円／施設	
	26	介護老人福祉施設（定員50人以上69人以下）	50千円／施設	

入所施設・居住系

27	介護老人福祉施設（定員 70 人以上 89 人以下）	60 千円／施設
28	介護老人福祉施設（定員 90 人以上）	70 千円／施設
29	地域密着型介護老人福祉施設（定員 19 人以下）	10 千円／施設
30	地域密着型介護老人福祉施設（定員 20 人以上）	20 千円／施設
31	介護老人保健施設（定員 39 人以下）	30 千円／施設
32	介護老人保健施設（定員 40 人以上 49 人以下）	40 千円／施設
33	介護老人保健施設（定員 50 人以上 69 人以下）	50 千円／施設
34	介護老人保健施設（定員 70 人以上 89 人以下）	60 千円／施設
35	介護老人保健施設（定員 90 人以上）	70 千円／施設
36	介護医療院（定員 29 人以下）	30 千円／施設
37	介護医療院（定員 30 人以上 39 人以下）	40 千円／施設
38	介護医療院（定員 40 人以上 49 人以下）	50 千円／施設
39	介護医療院（定員 50 人以上 69 人以下）	60 千円／施設
40	介護医療院（定員 70 人以上）	70 千円／施設
41	介護療養型医療施設（定員 29 人以下）	30 千円／施設
42	介護療養型医療施設（定員 30 人以上 39 人以下）	40 千円／施設
43	介護療養型医療施設（定員 40 人以上 49 人以下）	50 千円／施設
44	介護療養型医療施設（定員 50 人以上 69 人以下）	60 千円／施設
45	介護療養型医療施設（定員 70 人以上）	70 千円／施設
46	認知症対応型共同生活介護事業所（定員 14 人以下）	10 千円／事業所
47	認知症対応型共同生活介護事業所（定員 15 人以上）	15 千円／事業所
48	特定施設入居者生活介護事業所（定員 19 人以下）	10 千円／事業所
49	特定施設入居者生活介護事業所（定員 20 人以上 39 人以下）	20 千円／事業所

50	特定施設入居者生活介護事業所（定員 40 人以上 59 人以下）	30 千円／事業所
51	特定施設入居者生活介護事業所（定員 60 人以上 69 人以下）	40 千円／事業所
52	特定施設入居者生活介護事業所（定員 70 人以上 89 人以下）	50 千円／事業所
53	特定施設入居者生活介護事業所（定員 90 人以上 99 人以下）	60 千円／事業所
54	特定施設入居者生活介護事業所（定員 100 人以上）	70 千円／事業所
55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（定員 19 人以下）	10 千円／事業所
56	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（定員 20 人以上）	20 千円／事業所

※ 事業所・施設について、令和 3 年 10 月から 12 月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

その他、介護サービス事業所・施設の種別についての留意点は以下のとおり。

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービス事業所・施設の種別（上記 1～56）により補助する。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービス事業所・施設の種別（上記 1～56）により補助する。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金交付申請時点で判断する。
- ・ 訪問介護の訪問回数については、令和 3 年 10 月の 1 か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- ・ 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、補助金交付申請時点で判断する。

別表2（第13関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助金交付申請書 2 事業所・施設別申請額一覧 3 事業所・施設別個票 4 その他知事が必要と認めるもの	様式1  様式2 様式3	1部  1部 1部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助金交付変更（中止、廃止）承認申請書 2 交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの 3 その他知事が必要と認めるもの	様式4	1部  1部	別に定める
規則第13条第1項の規定による書類	1 介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助金請求書 2 介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助金実績報告書 3 事業所・施設別実績額一覧 4 所要額精算書 5 物品の納品等を確認できる書類（写し） 6 その他知事が必要と認めるもの	様式5  様式6  様式7 様式8	1部  1部  1部 1部 1部	別に定める